

## 4 週 8 休以上の確認に関する補足説明資料

## (1) 4 週 8 休以上の確認例

例 1) 期間内に祝日がない場合

## ① 「4 週 8 休」達成、「週休 2 日」未達成

※日曜日に休日作業を行っているが、単位期間内に振替を行っているため、「4 週 8 休」達成。

しかし、休日作業を行った週のうちに振替を行っていないため、「週休 2 日」未達成。

	土	日	月	火	水	木	金	
1 週目								1 期間目
2 週目		休日作業						
3 週目				振替				
4 週目								
5 週目								2 期間目
6 週目								
7 週目								
8 週目								

## ② 「4 週 8 休」未達成

※日曜日に休日作業を行い振替を行っているが、単位期間内ではないため「4 週 8 休」未達成。

	土	日	月	火	水	木	金	
1 週目								1 期間目
2 週目		休日作業						
3 週目								
4 週目								
5 週目								2 期間目
6 週目								
7 週目				振替				
8 週目								

## ③ 「4 週 8 休」達成、「週休 2 日」達成

※日曜日に休日作業を行っているが、単位期間内に振替を行っているため、「4 週 8 休」達成。

さらに、休日作業を行った週のうちに振替を行っているため、「週休 2 日」達成。

	土	日	月	火	水	木	金	
1 週目								1 期間目
2 週目		休日作業		振替				
3 週目								
4 週目								
5 週目								2 期間目
6 週目								
7 週目								
8 週目								

例2) 期間内に祝日がある場合

①「4週8休」達成、「週休2日」達成

※1期目は、期間内に祝日(振替休日)が1日あるため、9日以上の開所が必要。

※2期目は、期間内に祝日があるが、祝日が土曜日(週休日)であるため、8日以上の開所が必要。

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目		祝日	振替休日					
3週目								
4週目								
5週目								2 期間目
6週目								
7週目	祝日							
8週目								

例3) 期間内に年末年始がある場合(※H30.12~H31.1の例)

①「4週8休」達成、「週休2日」達成

※1期目は、期間内に祝日(振替休日)が1日あるため、9日以上の開所が必要。

※2期目は、期間内に年末年始休暇(12/29~1/3)があるため、12日以上の開所が必要。

なお、年末年始休暇は土日を含む6日間。

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目								
3週目								
4週目		祝日	振替休日					
5週目	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3		2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

例4) 期間内に一時中止期間がある場合

①「4週8休」達成

- ・一時中止期間は休日確保の対象外とする。
- ・ただし、工事全体の一時中止は対象外とするが、部分的に中止している(例えば海上部分は中止だが、陸上部分は稼働している)ケースは評価対象となる。
- ・単位期間の区分は変更しない
- ・単位期間中にある休日の内、一時中止期間となっていない休日の日数分の開所が必要。
- ・代休取得は、単位期間の中で一時中止期間を除く期間の中で取得することが原則である。

ただし、やむを得ない事情がある場合は、受発注者協議のうえ、柔軟に対応されたい。

\*1期間目について、一時中止となっていない1週目土日、2週目土日の4日分の開所を確保する。

\*2期間目について、一時中止となっていない7週目土日、8週目土日の4日分の開所を確保するにあたり、日曜日に休日作業を行った振替休日について、2期間目のうち、一時中止期間となっていない6週目の水~金、7週目の月~金、8週目の月~金に振替を行う必要がある。

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目				一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	
3週目	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	
4週目	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	
5週目	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	2 期間目
6週目	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止				
7週目		休日作業				振替		
8週目								

(2) 対象期間の設定方法について

- ・ 起算日は、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）以降の最初の土曜日とする。
- ・ 起算日から工事完成日（工事完成通知書の提出日）の2週間前までの時点（これを確認期限という）で単位期間が確保できる期間を対象期間とする。

	土	日	月	火	水	木	金	
				始期日				(対象外)
				工事着手日				
1 週目								1 期間目
2 週目								
3 週目								
4 週目								
5 週目								2 期間目
6 週目								
7 週目								
8 週目								

(以降、4週間毎に単位期間を設定)

9 週目								3 期間目
10 週目								
11 週目								
12 週目								
13 週目								4 期間目
14 週目								
15 週目								
16 週目								
17 週目								(対象外)
18 週目								
19 週目				確認期限				
20 週目								
21 週目				完成通知書提出日				
22 週目			工期末日					

※ 17 週目以降は、確認期限において4週（28日）が確保できないので確認対象外とする。

(変更契約に係る協議期間を確保する必要があり、工事完成日の2週間前までの時点で4週8休を確認できる期間を対象期間とする。)

# 「休日確保型」 試行工事における市場単価工種の補正

資料 2

“港湾工事市場単価を適用する工事の補正について”

○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出

補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数

	市場単価 補正係数	
1	底面工	1.04
2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.05
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止・縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05
16	防舷材撤去	1.05

	市場単価 補正係数	
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	1.05
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
20	防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.04
23	ベトラタム被覆	1.05
24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05
25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
26	かき落とし工	1.05
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.03
29	灯浮標設置・撤去	1.04
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05
31	異形ブロック製作 型枠工	1.05
	異形ブロック製作 コンクリート打設	1.05
	異形ブロック製作 給熱養生	1.04